

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団に公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）により派遣された職員の給与に関し必要な事項を定める。

(派遣職員の給与)

第2条 派遣法により派遣された職員の給与については、派遣元地方公共団体の給与条例等の例による。

2 派遣法により派遣された職員の給与については、派遣元地方公共団体から支給される給与以外の給与を支給する。

(給与の支給)

第3条 給与は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給与の支給日は、派遣元地方公共団体の給与条例等の例による。

(委任)

第4条 この規程の実施のための手続その他執行について必要な事項は、高知県職員の例に準じて理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。